

令和3年第3回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月11日（木）午後2時から午後2時31分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員（13人）

	1番	坂	政	和
	2番	笹山	勝彦	
	3番	荒道	秀雄	
	4番	鹿原	仁	
	6番	阿部	範彦	
	7番	浜谷	秀雄	
	8番	長根	義則	
	9番	久保	雅庸	
	10番	中城	司	
	11番	郷州	公典	
	12番	土橋	剛	
会長職務代理者	13番	横道	文男	
会長	14番	百目木	憲一	

4. 欠席委員（1人）

5番 堰合とし

5. 出席農地利用最適化推進委員（9人）

石鉢地区	森	正浩
金山沢地区	向井	成男
田代地区	水合	達徳
登切地区	清水頭	保孝
鳥屋部地区	堰合	繁
赤保内地区	桑原	英世
道仏地区	糸坪	岩雄
大蛇地区	上山	清治
小舟渡地区	平戸	三雄

6. 欠席推進委員（0人）

7. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第2号 階上町の農地賃借料情報について
- 第4 議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 第5 議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について
- 第6 議案第7号 令和3年度農作業標準賃金の設定について
- 第7 議案第8号 別段面積の設定について

8. 農業委員会事務局職員

参事(事務局長)	地代所	誠
副参事(事務局次長)	清水	恵美子

9. 総会の概要

議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、推進委員 9 名です。農業委員の数が過半数に達していますので、令和 3 年第 3 回階上町農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。</p> <p>会議録署名委員は、議長において、10 番 中城委員、13 番 横道委員を指名します。</p> <p>日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決定します。</p> <p>これより、議事に入ります。</p> <p>日程第 3、報告第 2 号「階上町の農地賃借料情報について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>報告第 2 号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>1 ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>報告第 2 号の詳細について説明いたします。</p> <p>本報告は、町内農地の賃貸借について農地法第 3 条に基づき貸借を実施している価格について、過去 5 年間の平均により情報提供するものです。</p> <p>今回は、平成 28 年 1 月から令和 2 年 12 月までの期間で賃貸借された農地について対象としたものです。</p> <p>田については、取引例が少なく、平成 27 年の年額 8,000 円が対象外となり、令和 2 年は事例がなかったことにより、対象事例数の減少により 800 円の減額となったものです。</p> <p>次に長いものですが、最近では普通畑とほぼ同額となっている状況でしたが、令和 2 年の事例で年額 8,000 円と若干上向きの契約があったことから平均値で 1,400 円増加し 6,000 円となったものです。</p>

	<p>最後に普通畑ですが、これまで年額 5,000 円前後で推移してきましたが、昨年のハウス用地の賃貸借が 10a 当たり 15,000 円と近年に無い高額な契約があったことにより、令和 2 年中の平均が年 4,200 円でしたが、いまだに消化することができない状況で、昨年より 200 円の減となったものの年額 6,700 円となっているものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、報告第 2 号の件を終了いたします。</p> <p>日程第 4、議案第 5 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 5 号について朗読いたします。</p> <p><u>2 ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第 5 号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、譲渡人所有の農地について一部を譲受人に贈与するもので、これまでも二人で農業を行ってきたところですが、譲渡人の体調不良などにより今後、譲受人が農業の中心となる事などを考え、贈与することとしたものと思われまます。</p> <p>現在も一緒に農業を行っていることから農地法第 3 条第 2 項各号の規定には該当しないので、許可相当と考えます。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の糸坪推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3 月 3 日午後 1 時 45 分ごろ、会長、局長、濱谷委員、申請者と私の 5 人で現地を確認しました。本人は体調不良となる前は、大変きれいに耕作しておりましたが、体調が悪くなってからは管理が行き届かない部分も見受けられていました。内容については、先ほど局長説明</p>

	のとおりですので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	(「質問なし」との声あり)
議 長	無いようですので採決します。議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
委 員	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は原案のとおり承認します。 次に日程第5、議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件を議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、 <u>議案第6号</u> について朗読いたします。 <u>3ページ</u> をお願いします。【議案朗読】 議案第6号の詳細について説明いたします。 本案の番号1は、貸人の息子である借人が代表を務める会社が用地を借受けて発電事業を行う計画であり、その使用貸借について番号1の申請となったものです。 しかし、番号1の農地には道路に接続できる通路が無く他人の土地の中を通行することとなることから、事業の遂行の保証を確実なものにするために、番号2により隣接地を分筆し購入する計画となったものです。 本申請地は、海岸に近い小規模な農地で、生産性の低いその他の農地に分類されることから第2種農地と判断するものです。また、日照条件や事業費、用地確保の面から検討し本申請地とすることが、事業計画上適当と判断し、許可相当とするものです。なお、完成後の管理については、八戸市在住の縁故者に委託し行うこととされております。

	<p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の上山推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3月3日午後2時ごろ、会長、局長、笹山委員、代理人の行政書士と私の5人で現地を確認しました。内容については、先ほど局長説明のとおりですので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに地区担当推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので採決します。議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件は原案のとおり承認します。 次に日程第6、議案第7号「令和3年度農作業標準賃金の設定について」の件を議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第7号</u>について朗読いたします。 <u>5ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第7号の詳細について説明いたします。 本案は、令和3年度の当町の農作業標準賃金を設定するために提案しているもので、時間単価については、県で定める最低賃金の価格を下回ることの無いよう調整しているものです。本年度の青森県最低賃金は、昨年10月3日より1時間793円となっており、8時間労働の場合には、6,344円となり、昨年度の8時間労働6,320円と比較して、</p>

	<p>24 円増額となりましたが、本賃金を公表するにあたり 100 円単位として 100 円未満切上げとしておりますので、昨年度同様の 8 時間労働 6,400 円とするものです。</p> <p>その他の項目については、変更せず前年度同額としております。</p> <p>以上で、朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので採決します。議案第 7 号「令和 3 年度農作業標準賃金の設定について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 7 号「令和 3 年度農作業標準賃金の設定について」の件は原案のとおり決定します。</p> <p>次に日程第 7、議案第 8 号「別段面積の設定について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第 8 号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>6 ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第 8 号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、農地法第 3 条第 1 項により農地を取得する場合の下限面積を規定しているもので、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により北海道では 2ha、都府県では 50a とされています。</p> <p>ただし、市町村がその範囲内で別段の面積を定め公示した場合には、その面積にすることとしているもので、当町では平成 18 年 4 月 1 日付け青森県告示第 286 号により公示し、別段面積を 30a としているものです。</p> <p>三八管内では、三戸町の一部、南部町、田子町、新郷村が法定の 50a、その他の三戸町が 40a、八戸市、五戸町、階上町が 30a となっておりますが、五戸町が昨年度より別段面積を 30a、ただし住居付き農地を同時に取得する場合に限り 1 ㎡と改めております。</p>

	<p>これは、空き家バンク法との兼ね合いにより、転入者の確保を促進するための措置として実施しているものですが、当町においては、農地付きの空き家についてバンクに登録されているものは現在無いことや、法改正により、別段面積を変更することなく、空き家バンク計画に区域を定め、農地取得面積制限を農業委員会の同意により変更することが出来るとされていることから、本年度においても引き続き30aとして提案するものです。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので採決します。議案第8号「別段面積の設定について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第8号「別段面積の設定について」の件は原案のとおり決定します。</p> <p>以上をもちまして、令和3年第3回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。 礼。 直れ。 ご着席ください。</p> <p>令和3年3月11日</p> <p>議事録署名者 議 長 <u>百 目 木 憲 一</u></p> <p>10 番 <u>中 城 司</u></p> <p>13 番 <u>横 道 文 男</u></p>